

## 高齡期の経済面の自立に関わる諸問題 ～年金、所得、労働等の側面から男女 の観点を含めて

---

内閣府男女共同参画会議  
監視・影響調査専門調査会2007年7月25日

お茶の水女子大学教授  
永瀬伸子

## 高齡男女の経済状態

---

- 高齡期の暮らしは「健康や仕事」、「家族からの援助」、「地域や友人からの援助」、「社会保障」に依存する。
  - 以下では主に高齡期と「家族」、「年金」について概観する。
-

## 家族の状況

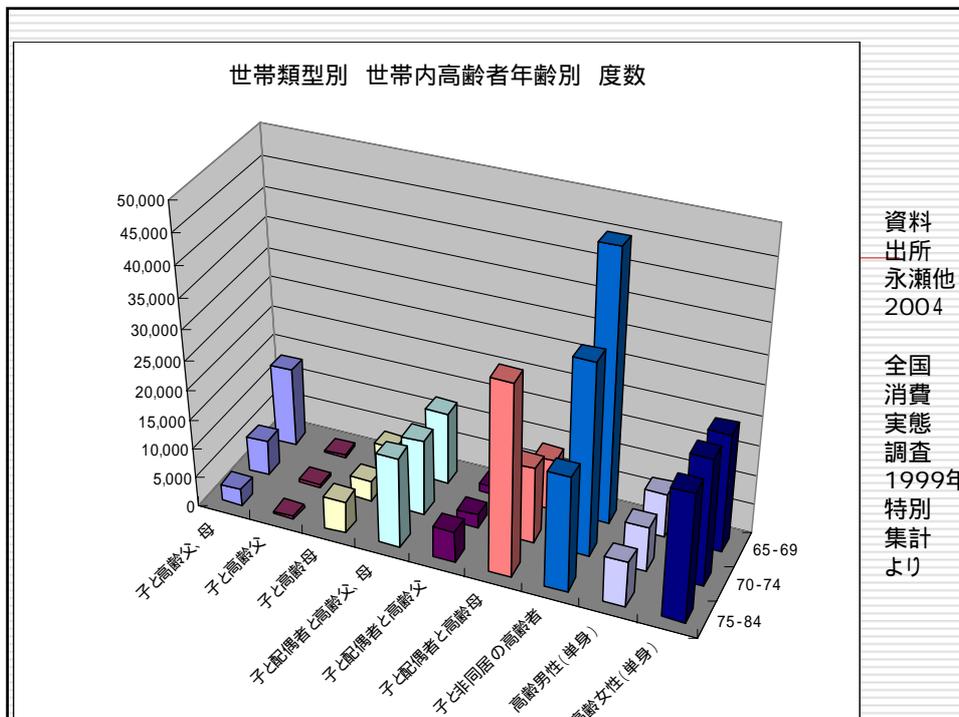
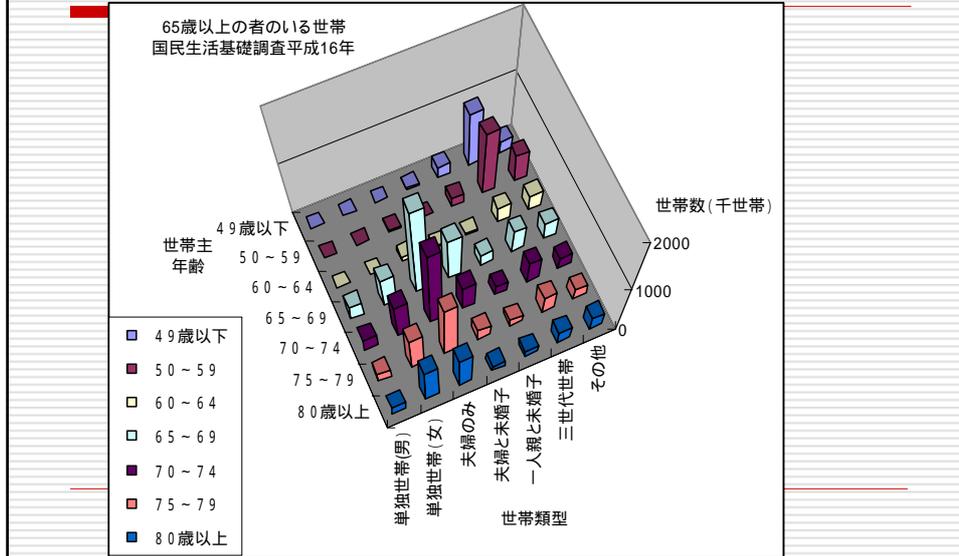
## 65歳以上の高齢者の家族居住状況

国民生活基礎調査より

- 家族による介護と扶養(東アジアの特徴) 低下傾向  
(1986 1998 2006 単独世帯 13% 19% 22%、夫婦2人世帯 18% 28% 30%、三世代世帯 45% 26% 21%)
- 平成18年、65歳以上がいる世帯数は全世帯の38.5%、18,285千世帯。うち単独世帯は410万世帯(高齢者のいる世帯の2割強、うち女単独約300万、男性単独約100万世帯)夫婦2人世帯は539万世帯(高齢者のいる世帯の3割)。



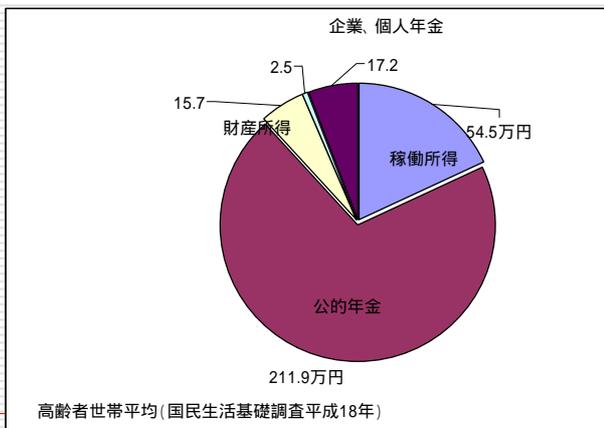
80歳以上高齢者は、単独世帯約80万世帯(女)、20万世帯(男)、夫婦のみ(70万)、また以下は世帯主階級集計なのでわかりにくいですが、子供夫婦に引き取られている世帯(三世代世帯、その他)にほぼ単独世帯の2倍程度の80歳以上高齢者がいると考えられる(次ページ1999年全消特別集計参照)。



## 公的年金受給の状況

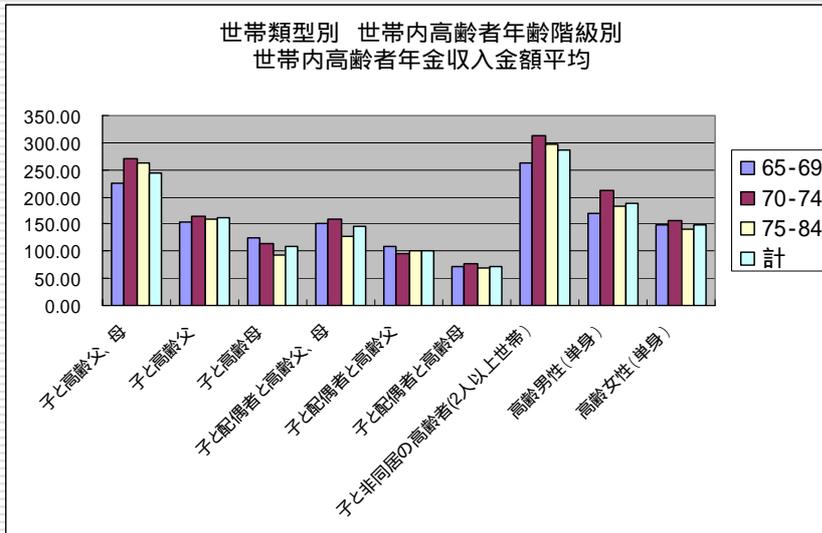
## 65歳以上世帯の平均

- 公的年金の普及
- 介護保険の新設による新たな現役から高齢者への社会的な所得移転
- 右は高齢者世帯の収入の平均像
- この集計には子ども世帯に引き取られている高齢者は含まれない



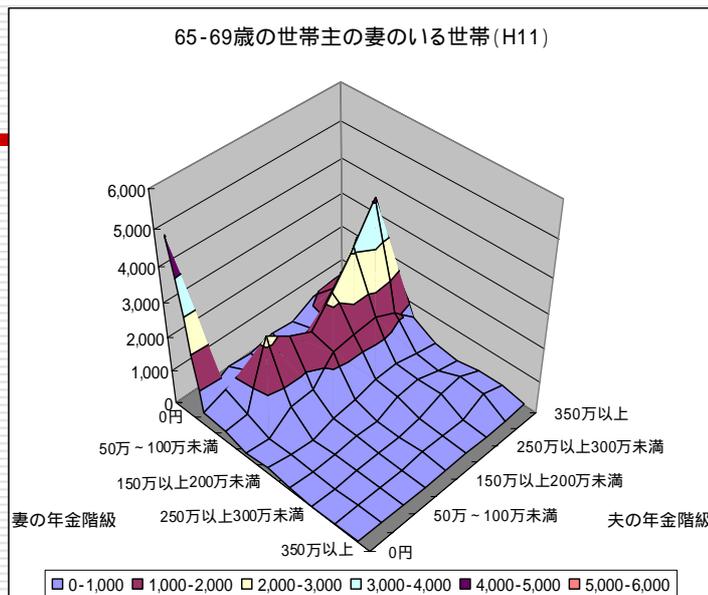
### 世帯類型別にみた公的年金給付

(世帯平均、子同居高齢者含む) 平均では高齢夫婦は300万弱、  
 高齢単身女性は150万円、高齢単身男性は200万円弱  
 子夫婦に引き取られた高齢母は60万円程度、父は150万円程度と低い



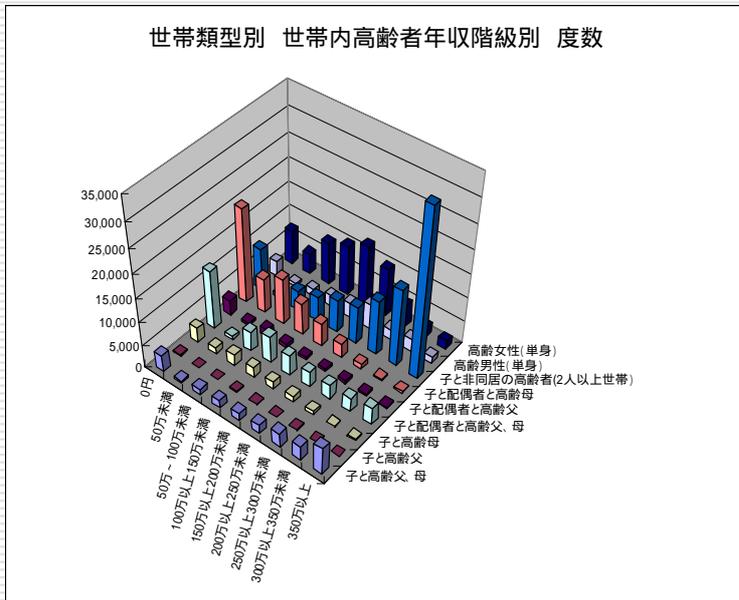
資料出所 永瀬他 2004  
 全国消費実態調査 1999年 特別集計より

### 夫婦世帯の夫と妻の公的年金階級 (特別集計、全国消費実態調査1999年) 妻は50 - 100万階級がほとんど、夫は基礎年金と報酬比例年金つきの2ピーク



資料出所 永瀬他 2004  
 全国消費実態調査 1999年 特別集計より

夫婦世帯以外も含めた高齢者の公的年金給付の分布  
 (高齢夫婦世帯で公的年金350万以上が驚くほどいる一方、年金0も少数ではない。しかしその場合は家族に引き取られている場合が少なくない 99年)



資料  
 出所  
 永瀬他  
 2004

全国  
 消費  
 実態  
 調査  
 1999年  
 特別  
 集計  
 より

## 自助(仕事、健康、貯蓄等)の状況

## 世帯主の配偶者(女性)の年金受給の分布 とその変化(第3号期間ができた者が高齢者が増えているため、

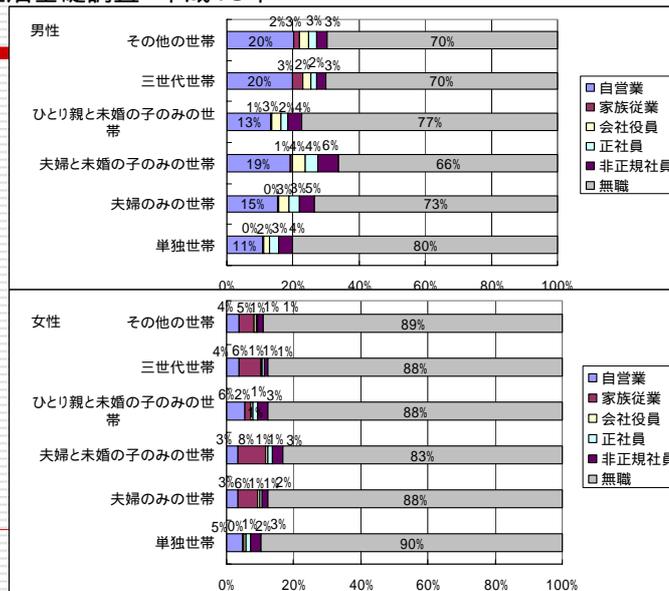
0は減少,しかし120万未満がほとんど、高年金は増加せず)

配偶者年金階級	55-64歳		65-69歳		70歳以上	
	H 6	H 11	H 6	H 11	H 6	H 11
0万	78%	80%	24%	19%	29%	21%
40万未満	6%	6%	15%	9%	25%	16%
40～80万未満	5%	6%	34%	29%	27%	32%
80～120万未満	4%	4%	12%	25%	8%	15%
120～180万未満	2%	2%	7%	10%	5%	9%
180～200万未満	1%	1%	1%	2%	1%	1%
200～250万未満	2%	1%	2%	3%	2%	2%
250～300万未満	1%	1%	2%	3%	1%	2%
300万以上	1%	0%	3%	2%	3%	3%
総計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

資料  
出所  
永瀬他  
2004  
  
全国  
消費  
実態  
調査  
1999年  
特別  
集計  
より

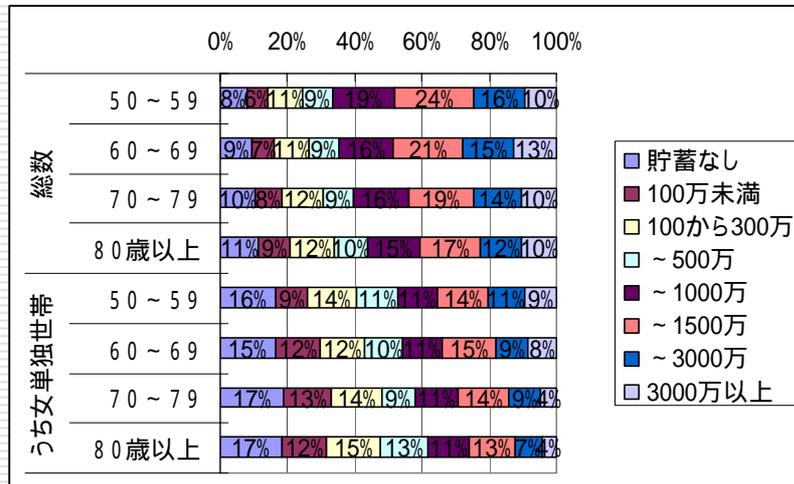
## 65歳以上の高齢者の有業率

男女ともに無業者の比率は高い。仕事は自営業、家族従業が主、以上国民生活基礎調査 平成16年



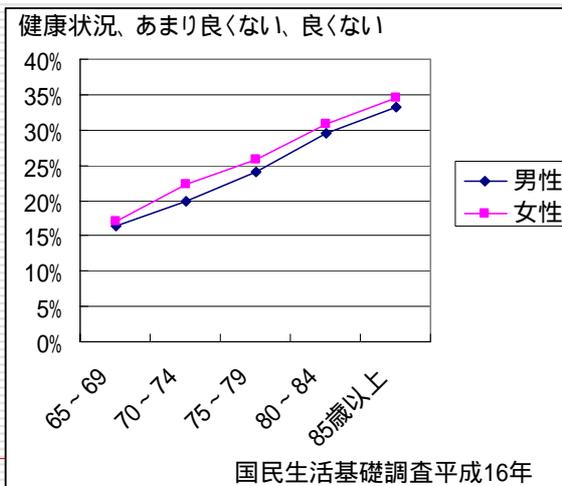
## 高齢者の貯蓄

(国民生活基礎調査平成16年)



## 健康があまり良くない、良くない者の割合

85歳以上では3人に1人



## 小括

- 現在の高齢者の生活水準は全般には悪くない。
- 高齢夫婦2人暮らしを見ると、現在のサラリーマン夫婦のモデル年金(年間280万円程度)を大きく越える額を受けている者が、3分の2を占める。
- 一方で年金0も少数とも言えない。しかしその多くは、子同居が多い。家族からの支援を含めると、高齢者の生活水準は悪くなく、世界一の長寿を支えている。
- 遺族年金によりサラリーマンの妻の年金水準は一定程度。しかし生涯独身の女性の年金水準は不十分な場合は少なくない。
- 今後については大きく異なっていくと見られる。

## 高齢男女の経済状態を規定するもの

ライフスタイル(働き方、家族の持ち方)と高齢期の経済状態との関連について

- 高齢期の経済状況は以下に依存。
  - 働き方 賃金格差の状況、離職の状況 非正規や自営業での就業期間
  - 公的年金受給ルール
    - 最低加入期間-25年と長い
    - 給付乗率-若い年齢層ほど報酬比例部分の低下
    - 再分配のあり方-配偶者への考慮があるが、第1号に再分配がない、配偶者がいない者に再分配は半減する
    - 低所得者に対する考慮-非正規就業者は雇用者の再分配の仕組みから除外されている
- 仕事は高齢期で仕事継続が高いのは自営業のみ、無業比率が高い
- 家族からの援助が受けられるかどうか、もう一つ大きい
- 私的な準備(貯蓄、持ち家、私的年金、他)

## 現在の高齢期の経済保障をめぐる社会保障制度(特に女性と年金制度)の課題

- 男女で比較すると、女性の年金は男性よりも大幅に低い
  - ・基礎年金のみが多数
  - ・短い就業年数
  - ・低い賃金
- その結果、女性が自分自身の就業を通じて得る年金は少ない。しかしサラリーマンの妻は遺族年金を通じて拡充されている。
- 特に生涯独身者の年金水準は低い(非正規就業が多く、短い就業年数、低い賃金があるまま反映される)

## ただし遺族年金の共働き世帯への不公平の課題は残っている

- 遺族年金における専業主婦優遇は良く知られている点(夫が月給40万、妻が月給0の世帯と、夫も妻も月給20万の世帯とは、夫婦が活着ている間は、公的年金額は同額、しかし一方が死亡した場合は、報酬比例部分が、遺族年金の設計から、専業主婦世帯の方が1.5倍高くなる。この点の不公平については、年金学者に不一致はなく、ほとんどの学者が負担と給付に不公平があることを認めているが、前回の改正でも修正されていない。女性と年金検討会では、夫婦合計の3/5という案が出た。)
- 現在の年金受給者について、高齢単身女性の年金は2タイプに分かれている。夫の遺族年金を受給している者、および、女性が生涯独身で自分自身で生計をまかない、かつ、公的年金ルールに基づき年金を受給している者。このうち後者の年金はきわめて低い場合が少なくない。

---

少子高齢化、非正規雇用や生涯未婚者の増大などを見越した場合、高齢期の経済面の自立をめぐる将来的にはどのようなことが予測され、何が課題となるか

---

### 将来の経済自立に予見される問題

シニアプラン開発機構「第2回独身女性(40～50代)を中心とした女性の老後生活設計ニーズに関する調査から」

---

生涯未婚女性調査(2005年度実施、インターネット調査、**40-59歳**、有効回収1008サンプル)

- 就業者のうち正規就業者は半数、40歳代は派遣も増加(図表3-2-3、24頁)。
- 50歳代は、生涯未婚がまだ珍しかったためか自立のため初職の正規就業を継続した女性が40歳代よりも相対的に多いが、それでも企業の整理解雇や自分自身の体調等により、5人に1人は無職者(図表3-2-1、22頁)
- 40歳代は、おそらく生涯未婚を前提としていない、場当たりの就業が少なくない(図表2、116頁、図表6、119頁、図表7、119頁)。
- 少なからぬ割合は、親同居で収入を補ない暮らしている(図表3-3-4、45頁)。
- 年収は、300万未満が大多数(図表8、121頁)

## 生涯未婚の経済自立の問題

- 生涯シングル女性の低賃金の問題は、本人だけの問題ではなく、日本の男女に対する雇用慣行の問題でもある
- 女性は特に非正規化が進展しており報酬比例年金に入れていない者が少なくない。
- また正規就業を継続できたとしても、男女賃金差が大きく、また配偶者手当等も給与、賞与差となり、さらに加えて第3号部分の給付がないことから、2重に年金水準が低いものとなっている。
- 従来、低年金者は、子どもの扶養によって老後を送る者が多いが子どものない男女が増加している。40歳代の男女の高齢期は、低年金が家族によってカバーされにくくなり大きい問題となる。
- 男性は女性以上に生涯独身が多く、かなりの人口数を占める。
- 生涯独身者は、高齢親が死亡し、女性は親から得ていた扶養がなくなり、男性は家族の絆がなくなったときに、様々な問題が起こるのではないだろうか（現在は高齢単身男性は女性よりも少ないが将来はどうなるか）。

## 夫婦世帯の経済自立の問題 不安定雇用者の増加、育児の考慮

- 離別女性(母子世帯)や不安定雇用の夫の妻の増加
- 就業ではないが社会的に評価されるべき活動に年金権が給付される形ではなく(欧州では一定の条件で、育児、介護による低年収者に対し、社会連帯しての年金権を給付)、「サラリーマンの低収入の妻」であるという身分に年金権が給付されるルールとなっている。
- 非正規就業や自営業主の夫を持つ妻で育児により無業状態にいる者や、母子世帯の妻等は、育児負担によって低年収となっていたとしても「社会連帯」としての考慮がない点が問題。社会連帯として評価すべきではないか。

## 今後の公的年金のあり方のために： 現在45歳の平均的夫婦、シングル女性に予想される年金額：遺族年金を夫婦合計3 / 5としたケースに注目

- 今後は現在の高齢者より年金水準が下がる。このため、妻の報酬比例年金が世帯にとって重要に。
- 遺族年金を夫の3 / 4から夫婦合計の3 / 5としたケースに注目(妻の年金権が夫の4分の1以上であれば、老後の年金が増える)。このルール変更は妻が第3号にとどまらず報酬比例年金に自ら加入することを奨励する。現行制度では、平均給与で35年働いた妻と、第3号の妻と比べると、夫の死後は年間6万円しか年金給付が違わない。(この変更をすると40万円の差となる。現役人口の縮小の中で女性の労働市場参加は政策的にも奨励されており、そうした政策と整合的)
- シングル女性、15年間厚生年金、残り基礎年金の試算、現行制度のもとでは確実に貧困となる

	63-64歳の年金	65歳からの年金	65歳以後夫婦の年金	遺族年金(現行・配偶者の3 / 4)	遺族年金(夫婦合計の3 / 5提案)	
夫の年金(平均給与30万円)で40年間就業	0	181				
妻	平均給与(21万円)で35年就業、5年第3号被保険者	65	145	326	162	180
	15年間第3号被保険者、25年平均給与で就業	46	126	307	156	168
	25年第3号被保険者、15年平均給与で就業	28	107	288	156	158
	25年第3号被保険者、15年を15万円で就業	19	98	279	156	152
	40年第3号被保険者	0	79	260	156	140
シングル女性	平均給与で35年就業、5年第1号被保険者	65	145			
	25年間平均給与で就業、15年第1号被保険者	46	126			
	15年間平均給与で就業、25年第1号被保険者	28	107			
	15年間15万円で就業、25年第1号被保険者	19	98			

## 最近の年金ルールの変化の評価

- 離婚分割：現在高齢の女性は基礎年金も満額でない者が多い。離婚分割により、離婚女性の生活条件は緩和されるようになる
- 第3号期間について夫の年金の1 / 2分割：第3号被保険者の改善。
- 専業主婦の年金権が大きく改善された一方で、単身女性が雇用を通じて一定の年金権を得るという道筋は(非正規化が進展し、非正規が報酬比例年金から除外されているために)薄い。また共働き夫婦の年金権も(パート女性に焦点をあてれば、遺族年金法制が改正されていないという点で)改善されていない。
- 非正規雇用者の多くは報酬比例年金から除外されており、再分配がない。
- フリーター夫婦が増えているが、育児による女性の就業中断が見られる。しかしフリーターの妻は第3号という形の保護には入れていない点が問題。
- 若い層ほど、年金の報酬比例部分への給付が下がり、拠出が上昇する反面、その反対給付は下がっており、老後の年金水準の確保のために、妻も自身の報酬比例部分を持つことが必要になってきている。それにもかかわらず、第3号被保険者制度の低賃金就業奨励(社会保険に自分では加入しないことを奨励)する側面)は強く残り改善されていない。
- 年金制度の大幅改革をしないことを前提とすれば、共働き世帯の遺族年金を夫婦合計の3 / 5とすることをとっかかりとして、第3号制度の低賃金就業奨励的側面を緩和すべき。またフリーターや自営の妻に対する育児期間への考慮という方向への変化(子どもが一定年齢に達するまでは、低所得者に対しても平均賃金での、税金を使った年金権の付与)という社会連帯が必要。このような政策は現行年金制度上での調整として実行可能であり必要である。

## データ引用文献リスト

---

- 男女共同参画会議影響調査会、モデルケース・ワーキングチームにおける研究論文(2004)「夫婦の税制、社会保険の現状と妻の労働供給に与える影響、および高齢男女、児童に対する社会保険」(執筆メンバー、永瀬伸子、縄田和満、村尾祐美子、原尚幸、出島敬明)
  - 永瀬伸子・村尾裕美子(2005)「社会保障や税制等は家族・家族形成に影響を与えるか - 日本の社会的保護の仕組みが持つ特定タイプの家族へのバイアス」『季刊社会保障研究』第41巻2号137 - 149頁。
  - 永瀬伸子・村尾祐美子(2005)「税制・社会保障制度と女性・家族」『週刊社会保障』第59巻 No.2318 30 - 33頁。
  - 財)シニアプラン開発機構『第2回独身女性(40-50代)を中心とした女性の老後生活設計ニーズに関する調査 2006年6月』永瀬伸子「新しいシングル層の仕事と中高年期」115-122頁。
  - 他の図表も公表統計等から筆者作成
-